平成２２年（フ）第１７５７号
さいたま市浦和区常盤３丁目１番９―303号
債務者　田口　鮎美
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４２号
さいたま市北区宮原町２丁目25番地22
債務者　成戸ヨシ子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６４号
埼玉県蕨市錦町１丁目６番５号サンピア中野202号、旧住所埼玉県川口市上青木６丁目20番１号グリーンハイツ201号
債務者　村山久美子（旧姓須貝）
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８８５号
埼玉県朝霞市岡１丁目14番31号
債務者　加藤　一夫
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５６６号
埼玉県越谷市赤山町３丁目67番地１　メゾンアストリア303
債務者　塩澤美智子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５８９号
埼玉県越谷市大成町２丁目351番地
債務者　百瀬　京子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６０１号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区24棟203号
債務者　山崎　　徹
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６３３号
埼玉県草加市栄町２丁目８番３―205号
債務者　田川はる美
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
北海道網走郡美幌町字仲町２丁目48番地の60
債務者　内田　伸裕
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
北海道網走郡美幌町字仲町２丁目48番地の60
債務者　内田アツミ
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
福島県いわき市勿来町関田浜田60番地の１　沢田グリーンハイツＡ201
債務者　佐々木義三
1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１５４９号
さいたま市岩槻区宮町２丁目20番３号
債務者　松嶋　昭夫
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１１号
埼玉県上尾市愛宕１―１―６　グリュ・トルチェＡ203号、住民票上の住所福島県郡山市希望ヶ丘27番13号　市営住宅２―13―103
債務者　宗像　美沙
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４０号
埼玉県さいたま市浦和区瀬ケ崎１丁目33番13号
債務者　富居三和子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４９号
さいたま市北区土呂町１丁目76番地３　フェニックス大宮406
債務者　大竹美佳子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５７号
埼玉県さいたま市見沼区春野１丁目３番１―408号
債務者　中村　孝子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２８号
埼玉県戸田市大字新曽1338番地の１　メゾン市岡203号室
債務者　秦　　巌
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１５号
埼玉県川口市上青木西５丁目19番10号　伊田荘
債務者　千葉　典子
1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係